

児童労働撤廃に向けての国際政策と国際運動： 開発アプローチに焦点を当てて

堀内, 光子 / Horiuchi, Mitsuko

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

646

(開始ページ / Start Page)

3

(終了ページ / End Page)

15

(発行年 / Year)

2012-08-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008916>

児童労働撤廃に向けての 国際政策と国際運動

——開発アプローチに焦点を当てて

堀内 光子

はじめに

- 1 児童労働の定義と問題の大きさ
- 2 児童労働の実態
- 3 貧困問題と児童労働
- 4 教育と児童労働問題
- 5 ILO／児童労働撤廃国際計画（International Programme on the Elimination of Child Labour：IPEC）
- 6 児童労働撤廃の国際運動

はじめに

児童労働撤廃への運動は、最初に産業革命が始まった英国、19世紀初めに遡る。産業革命の進展に伴い、多くの貧しい家庭の子どもたちが極めて非人間的な労働条件で工場や鉱山などで働かされていたが、児童労働が産業革命の特徴という考え方から一大社会問題との認識の転換は、19世紀に入ってから生じた。保護が必要という子ども期についての考え方の変化や、労働運動を始めとする多くのアクターによる国内レベルでの反児童労働運動からのプレッシャーにより、（労働）法制度を通じての解決への取り組みが始まったのである。1833年には最初の子どもの保護法、すなわち児童労働を禁止する工場法が制定されるに至る。19世紀後半には、フランス、プロシヤ、ドイツでも同様の法規制がなされた。同時に、この時期は、急速に拡大し、国際運動に発展していった労働運動により、児童労働問題も国際問題となった。1900年には、ILOの前身ともいべき国際労働立法協会が設立され、国際条約作りを始めた。こうした背景から、国際労働機関（ILO）において、1919年創立年の最初の条約の一つとして就業の最低年齢を定める条約（第5号。工業的企業のみ対象）、すなわち「児童労働の禁止」が採択されるに至ったのである。しかし、児童労働問題が、国際課題として大きく注目を浴びるのは、90年代半ば以降である。その背景には、大別して二つの動きがあるが、いずれも「人権の確保」が中心課題である。一つは、1989年に国連で「児童の権利条約」が採択され、子どもを対象とする人権確保が国際法上確立されたことである。加えて90年代に入ると、グローバル経済化の進展に伴う労働者の労働条件劣化への懸念が高まり、

人権の確保に再び国際的関心が高まったことである。貧困、失業、社会的排除の三大社会悪の解決を目的とする国連社会開発サミットの95年開催が合意され、同サミットでは、労働者の基本的人権として「中核的労働基準」⁽¹⁾の推進を「コペンハーゲン宣言及び行動計画」⁽²⁾に含めるなど、ILOを超え、国連サミットの国際的合意にまで高めた。中核的労働基準の中で「児童労働禁止」は、貿易と絡んで、90年代前半から特に世界的注目を浴びた国際課題であった。90年代後半に盛り上がった児童労働撤廃の国際的機運は、その後の取り組みの強化に繋がっている。しかし、21世紀に入って、国連は「貧困削減」を国際開発目標の最優先課題に掲げたにもかかわらず、児童労働撤廃機運そのものは低下していると言わざるを得ない。90年代の国際的機運の盛り上がりには、労働組合、国際非政府組織（NGO）、アメリカ政府、欧米の消費者運動などの、特に途上国で生産された輸出製品に公正な労働基準の実施を求める活発な活動があったことが大きい。2010年、オランダ政府主催（ILO協働）の児童労働世界会議（ハーグ会議とも呼ばれる）が開催されたが、90年代のような盛り上がりは見られない。日本では、買春、人身取引など最悪の形態の児童労働に関しては、国内政策として取り組んでいるものの、児童労働は、一般的には途上国の問題として捉えられている。したがって、国際協力の課題と理解されているものの、社会問題としての認識は高くない。また、日本では、2004年に労働組合及びNGOを中心とする児童労働ネットワーク（CL-Net）⁽³⁾が結成され、広報・啓発、政策提言などの活動を展開している。

本稿では、児童労働撤廃運動が開始されて20年近くたつ今も、2億人以上いると推計される児童労働を撤廃するための国際政策について、開発アプローチを中心に考察するとともに、政策をプッシュする運動について現時点の状況を中心に考察する。1でも見るように児童労働に対しては国際労働基準を含む国際条約があり、人権アプローチは、伝統的・根幹的なものであることに留意を要する。

1 児童労働の定義と問題の大きさ

はじめに指摘したように、各国、国際社会ともに、児童労働撤廃への政策は、児童労働を禁止する法規制から始まっている。国際機関での最初の条約は、ILO第5号条約である。児童労働に関する主要条約は、第1表に見るとおりで、国連、ILOともに条約の効果的実施を確保するための監視機構がある。

児童労働の定義は、基本的にILO児童労働関係2条約、すなわち、最低年齢条約（第138号）及び最悪の形態の児童労働条約（第182号）に明記されている。なお、ILO、国連ともに、条約の規制方法は、基本は禁止であるが、ILO第182号条約では、禁止ではなく、緊急に処理を要する事項

(1) 中核的労働基準とは、(1) 結社の自由及び団体交渉権の効果的な確認（ILO条約第87号及び第98号）、(2) 強制労働の禁止（ILO条約第29号及び第105号）、(3) 児童労働の禁止（ILO条約第138号及び第182号）及び(4) 雇用・職業上の差別撤廃（ILO条約第100号及び第111号）である。

(2) 宣言は、コミットメント3に、計画では第3章「生産的雇用の拡大と失業の削減」に盛り込まれている。日本語訳版については、<http://www.unic.or.jp/centre/txt/summit.txt>

(3) URLは、<http://cl-net.org/>

として、禁止・撤廃のための即時・効果的な措置を求めている。現段階での現実的な解決方法を定めたといえる。児童労働は、定義で見るとおり、極めて広範囲の子どもの仕事を含んでいるが、本稿では、別途考察が必要な最悪の形態の児童労働の考察は、なされていない。

第1表 主要児童労働関係条約

国際機関	条約（条約は略称。児童労働のみを対象としないILO条約及び国連条約は関係条項を明記）・ILO条約番号	採択年
ILO	最低年齢（工業）条約 第5号	1919年
	以後順次適用業種等の拡大の条約～海上、農業、石炭夫及び火夫、非工業、漁業員、坑内労働など	1920年～1959年
	最低年齢条約～全業種に拡大 第138号	1973年
	最悪の形態の児童労働条約 第182号	1999年
	家事労働者条約（第3条第2項、第4条） 第189号	2011年
	このほか年少労働者について（深）夜業の規制に関する条約がある。	1919年～1948年
	第6号、第79号、第90号	
国連	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）（第10条第3項）	1966年
	児童の権利条約（第32～35条、第38条）	1989年
	* 児童の売買、児童買春及び児童ポルノ選択議定書	2000年
	* 武力紛争における児童の関与に関する議定書	2000年
	* 通報手続きに関する選択議定書	2011年

（注）*は、児童の権利条約の選択議定書である。

第2表 児童労働の定義

児童労働の形態	年 齢	仕事の内容	規制方法	根拠条約
1. 通常の児童労働（2以外）	15歳（途上国は14歳可能）未満		禁止	第138号
2. 軽易な労働	13歳（途上国は12歳可能）未満 ●演技は例外		禁止	第138号
3. 最悪の形態の児童労働	18歳未満	以下の4形態		第138号
		人身取引、債務奴隷、強制的な子ども兵士、その他の強制労働	即時・効果的な措置の実施	第182号
		麻薬の生産・密売などの不正な活動のための子どもの使用・斡旋・提供	同上	第182号
		買春・ポルノ制作・わいせつな演技のための子どもの使用・斡旋・提供	同上	第182号
		子どもの健康・安全・道徳を害し、心身の健全な成長を妨げる危険有害な労働	同上 禁止	第182号 第138号

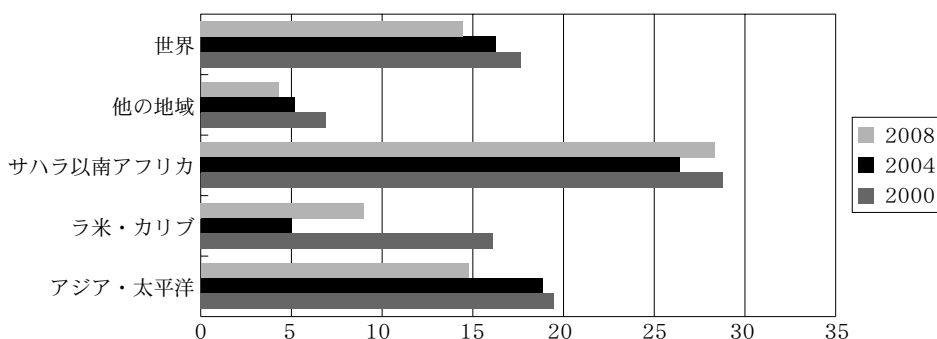
1-1 児童労働の定義及び定義上の課題

児童労働とされるかどうかは、年齢と仕事の内容・形態による。第2表に、条約上の定義をまとめている。ここで、注意を要するのは、「労働」の定義である。「労働」とは、国連「児童の権利条約」第32条に定めるように、子どもの教育の妨げとなるか、子どもの健康や身体的・精神的・道徳的・社会的な発達に有害となるおそれのある労働を指す。

1-2 定義上の課題

条約上の大課題を二点指摘したい。ILO第138号条約は、雇用（employment）だけでなく、仕事（work）も対象にしている。この条約は、無報酬の仕事も含むとともに、自営業主、家族従業者、インフォーマル経済にも適用される。しかし、各国は労使団体と協議の上条約の適用産業・企業を限定することができる（第5条）ので、インフォーマル経済までカバーする国内法は少ない。したがって、この条約の本来の目的達成のためには、労働法規制を拡充強化するとともに、法規制を超える幅広い活動が必要である。もう一つは、年齢に関わる問題である。年齢は児童労働となるかどうかの一基準であるので、年齢証明が不可欠であるが、開発途上国では出生登録がされていない子どもがかなりいる。ユニセフでは、世界で5,100万人の子どもが未登録と報告している⁽⁴⁾。年齢を巡る問題は、もう一つある。義務教育修了年齢が第138号条約にいう就業の最低年齢を下回る国があり、児童労働を誘発しやすい教育制度があることである。教育制度を改革する必要のある国が少なからずある。

第1図 地域別児童労働者の割合（5－14歳）



(出典) ILO “Accelerating action against child labour” (2010年グローバルレポート)

(4) UNICEF *The State of the World's Children Special Edition* Nov. 2009 New York p24 (http://www.unicef.org/rights-ite/sowc/pdfs/SOWC_Spec%20Ed_CRC_Main%20Report_EN_090409.pdf), 日本語訳版は, <http://www.unicef.or.jp/library/pdf/haku2010.pdf>

(5) ILO: *Accelerating action against child labour* Global Report under the ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work, International Labour Conference, 99th Session, 2010, Geneva.

2 児童労働の実態

ILO「グローバル・レポート2010年」⁽⁵⁾では、2008年世界で2億1,500万人の児童労働者がいると推計している。児童労働者数は減少傾向にあるものの、減少幅が大幅に鈍っているのが憂慮される。特に、問題は、15－17歳の若年層及びサハラ以南アフリカ地域で児童労働が増加していることである。15歳未満の児童労働の減少は、普遍的初等教育の達成というミレニアム開発目標(MDGs)に向けて国際的な努力がなされている好影響ではないかと思われる。産業別には、途上国の産業構造を反映して、農業に6割と圧倒的に多いが、途上国での都市人口の増加に伴い、都市インフォーマル経済での児童労働が今後さらに増加すると思われ、ここでの取り組みが課題といえる。

第3表 児童労働者数の変化(2000年－2008年) ILO推計

全体数5－17歳	合計(万人)	危険・有害業務(万人)
2000年	245.5	170.5
2004年	222.3	128.45
2008年	215.3	115.3
減少率(00－04) %	9.5	24.7
減少率(04－08)	－3.2	－10.2
うち5－14歳		
2000年	186.3	111.3
2004年	170.4	76.5
2008年	152.9	52.9
減少率(00－04) %	－8.5	－31.3
減少率(04－08)	－10.3	－30.8
うち15－17歳		
2000年	59.2	59.2
2004年	51.9	51.9
2008年	62.4	62.4
減少率(00－04) %	－12.3	－12.3
増加率(04－08)	20.2	20.2

(出典) ILO “Accelerating action against child labour”

(2010年グローバルレポート)

3 貧困問題と児童労働

児童労働が存在する最大原因は、貧困である。家計でも、国レベルでも、両者の相関は明らかである⁽⁶⁾。児童労働撤廃のためには、すべての子どもの教育の機会の確保、経済的に脆弱な家族を支える社会的保護制度、親のディーセント・ワークの確保及び若年雇用対策とあわせて、子どもを

(6) ILO/IPEC *Child labour : Cause and effect of the perpetuation of poverty* 2007年。

保護する法律の効果的な実施が必要である⁽⁷⁾。すなわち、児童労働撤廃に向けては、権利アプローチ及び開発アプローチ双方のアプローチが不可欠なのである。(本稿では、権利アプローチを省略していることを再度ここでも指摘しておきたい。)

途上国の開発政策に大きな影響を及ぼす国連機関が、開発の最重要課題に「貧困」を中心にするのは、90年代に入ってからである。1990年、(UNDP) 国連開発計画が初の「人間開発報告」を発表し、開発の中心を今までの経済成長から「人間」へとシフトさせた。それまで国連機関が推進してきた開発戦略は、経済成長・工業化の結果としての貧困削減であった。70年代には最低限の社会サービスをベーシック・ヒューマン・ニーズとして、教育、保健、居住にも配慮がなされるようにはなったが。開発問題に取り組むアクターとしては、80年代に至るまで政府を主要アクターとしていたが、80年代には新自由主義的な考え方から、市場を効果的に機能させるための構造調整政策が推し進められた。しかし、構造調整政策は社会問題への配慮に欠け、批判が噴出するに至り、国連も90年代には、社会問題を中心に据えるようになった。はじめに見たように、90年代半ば以降、人権問題の強化と、国際開発目標への焦点を「貧困」とするなど社会問題が強化された。

95年国連の社会開発サミットは、こうした新しい動きを反映して、その宣言で、「開発の中心に人間を置き、より効果的に人間のニーズを満たすよう、経済の方向づけを行うこと」を謳っている。

3-1 ミレニアム開発目標 (MDGs)

国連は、新千年紀の始めには、国際開発目標としてMDGsを定め、2015年を目標年として、貧困削減、普遍的初等教育、ジェンダー平等、健康、環境などの8つの目標(数値目標も設置)を掲げた。現在、国連を中心とする国際社会は、最優先課題としてそれらの目標達成に努力している。MDGsには、当初児童労働が言及されていなかったが、2010年9月開催のMDGs国連首脳会合の成果文書⁽⁸⁾で、初めて、児童労働撤廃の文言が、最悪の形態についてのみ、目標1(極度の貧困の撲滅)に盛り込まれた。そこでは、最悪の形態の児童労働撤廃に向けて社会経済開発、貧困撲滅プログラム、普遍的教育等の国際協力・援助を通じての取り組みがうたわれている。児童労働撤廃が開発目標に組み入れられたので、今後さらなる児童労働の開発課題への主流化が進められることを期待したい。付言すれば、IMF、世界銀行が進めている貧困削減文書(Poverty reduction strategy paper: PRSP)において、児童労働を考慮している国もある。

3-2 条件付き現金給付

2000年代初めにラテンアメリカ地域の児童労働者数の大幅減少から注目されたのが、「反貧困」政策である。例えば、ブラジルでは、96年に新憲法が8年の義務教育を制定(2006年に9年に延長)したことに伴い、反貧困プログラムが導入された(*Programa de Erradicacao do Trabalho Infantil*

(7) ILO プレスリリース 2011年5月7日 http://www.ilo.org/global/about-the-ilo/press-and-media-centre/news/WCMS_126840/lang--en/index.htm

(8) MDGs国連首脳会議成果文書日本語訳版 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/pdfs/65_mdgs_sksb.pdf

(Programme for the Eradication of Child Labour) : PETI)。同プログラムは、2006年には、9－15歳の子ども100万人以上をカバーしていた。ブラジルは教育制度の改革も行ったが、併せて長・短期の貧困削減政策、すなわちPETIを導入したのである。このプログラムは、貧困家庭に子どもの教育へのインセンティブを与えて長期的な貧困削減に資するとともに、短期的な貧困削減に資する「社会保護戦略」である。具体的には、貧困家庭の女性所帯主に子どもの通学を条件に毎月定額の現金を支給するものである。条件付き現金給付については、かなりの調査研究があるが、いずれも子どもの通学への効果を認めており、結果として児童労働の減少をもたらしている。

4 教育と児童労働問題

国際人権法では、伝統的に、児童労働と教育とのリンクが理解されており、義務教育終了年齢を下回る子どもたちの労働が禁じられている（国連児童の権利条約及びILO条約）。子どもの健全な発達のため教育は欠かせない重要開発課題で、児童労働に関して教育への関心が高いのは当然である。すなわち、児童労働は教育を受けるための障害であるとともに、教育は児童労働の最大の予防であると認識されている。ILO、国連児童基金（ユニセフ）及び世界銀行の三機関共同調査研究プロジェクト「子どもの仕事を理解すること」（Understanding Children's Work: UCW）の研究でも、多くの国で、高レベルの児童労働は、就学率を低くさせ、万人のための教育（Education For All:EFA）の達成を遅らせる一方で、不適切な学校教育は、子どもたちの不就学や就業に大きな影響を与えていると指摘している⁽⁹⁾。そのため、学校教育の質が与える子どもの仕事へのインパクト（プッシュ要因）の詳細研究が必要とされている⁽¹⁰⁾。教育と児童労働問題は、理念は共有されているものの、グローバル・レベルで教育サイドからの児童労働の取り組みは、比較的新しく、相変わらず課題として残っている。MDGsにおいても、児童労働撤廃の包摂が期待されていた目標2（普遍的初等教育の達成）には、依然盛り込まれていない。また、EFAもに、教育に直接関連する課題の達成にターゲットが絞られ、児童労働に関する明確な言及はない。

4-1 国連、国連教育科学文化機関（ユネスコ）における教育と児童労働の取り組み

1990年から開始されたEFAは、2000年セネガル・ダカールで開催された世界教育フォーラムで再確認され、ダカール行動枠組みが採択された。しかし、EFA、MDGsとも児童労働への言及がないことは、1で述べたとおりである。国連では、2002年子どもに関する国連特別総会での採択文書「子どもにふさわしい社会」⁽¹¹⁾で、初めて、教育は児童労働削減の鍵であり、児童労働が教育への障害であるとの認識を明らかにした。特に「児童労働への闘い」について一項を設けて、最悪の形態の児童労働撤廃に焦点を当てるとともに、働く子どもに対する無償教育・職業訓練の供与や

(9) Guarcello Lorenzo, Lyon Scott, Rosati Furio C: *Child labour and Education for all: an issue paper Understanding Children's Work (UCW) Working paper 2008*, pp. 2-10

(http://www.ucw-project.org/attachment/standard_EFACL_revised%5B1%5D20110420_115151.pdf)

(10) 出典は注9に挙げた文献のpp.15-18。

(11) 第27回国連特別総会決議A/RES/S-27/2（A world fit for children）。

教育システムへの統合、国際協力の推進、データ収集・分析、貧困削減や開発努力への児童労働の主流化などの児童労働撤廃への取り組みの強化をうたった。以後国連総会は「子どもの権利」決議で、児童労働について関係2条約の批准奨励などを盛り込んでいる⁽¹²⁾。

近年は、児童労働と教育問題に関する国際機関間の協働が強化されている。2006年、児童労働を通じてEFAの目的達成に貢献するため、途上国の努力を支援する、国際機関とグローバル市民社会組織からなる「児童労働とEFAグローバル・タスクフォース」⁽¹³⁾が設けられた。目的達成の戦略は、EFA目的に貢献する国内・国際政策枠組みに児童労働問題を主流化するための政治的意思及び気運を高めることである。また、世界銀行は、2002年にEFAファースト・トラック・イニシアティブ（EFI）（2012年から、教育のためのグローバルパートナーシップ（基金）：Global Partnership for Education（GPE）Fundと改組）を開始しているが、児童労働は、直接には考慮されておらず、教育面からの児童労働撤廃への取り組みが未だ課題であることを表している。

4-2 児童労働と教育に関する好事例

EFAグローバル・モニタリング報告⁽¹⁴⁾（2008年）では、児童労働で働く子どもの教育への制約は、教育・労働両者の要因があるとしながら、特に最も不利な立場にある子どもにとって、教育の質が重要な要因として浮かび上がっていることを指摘している。また、就業の最低年齢、就学の要請などの関係法律の実施が弱いことや貧困を制約要因として挙げると同時に、好事例の政策に言及している。同報告では、児童労働で働く子どもたちの就学を支援する政府の政策アプローチとして、働く子どもたちの状況に応じて、次の四つを挙げている。

①子どもへの就学のためのインセンティブの改善

校舎数の増加、柔軟なスケジュールなど就学へのアクセスの改善、学校費用の撤廃、女兒の差別撤廃、教育の質の改善、基本的サービスの改善

②就学への制約の除去

貧困撤廃戦略の開発、社会的安全網の創設、条件付所得・食糧移転確立、クレジットへのアクセス等の財政的手段の推進

③就学奨励・子どもを働かせないための法令の使用

義務教育法の施行、適切な児童労働法の導入・施行

④働く子どもへの保護・通常生活への復帰サービスの提供

危険・最悪の形態の児童労働からの引き離し、健康・安全・他の労働基準の実施、教育・保健サービスへのアクセスの提供、職業訓練・他の復帰サービスの提供

(12) 直近の2011年12月第66回国連総会決議（A/RES/66/141）では、撤廃への具体的行動の要請と工程表を含むハーグ会議の留意が盛り込まれている。

(13) 国際機関としてはILO、世界銀行、ユニセフ、ユネスコ、UNDPの5機関及びEducation for All Fast Track Initiativeの1国際機関プログラム、市民社会組織としてグローバル・マーチ及び教育インターナショナルの2団体並びにオランダ政府がメンバーである。

(14) UNESCO, *EFA Global Monitoring Report 2008* Oxford University Press, London 2007, pp.118-120 (<http://unesdoc.unesco.org/images/0015/001547/154743e.pdf>)

5 ILO／児童労働撤廃国際計画

(International Programme on the Elimination of Child Labour：IPEC ⁽¹⁵⁾)

児童労働撤廃政策分野では、ILOが中心的・指導的役割を果たしている。ILOの基幹的役割である労働者の権利確保、すなわち、権利アプローチばかりでなく、開発アプローチ双方ともに、である。これは、IPECが存在するためといえる。IPECは、92年、ドイツ政府の財政支援により開始し、今年で20年の経験を積み重ねる。世界の途上国90カ国以上で活動している。2000年以降は、米議会で「貿易と雇用保護」問題のキー・パーソンであったトム・ハーキン上院議員のプレッシャーもあって、米政府の財政支援が極めて大きくなっている。

ILOは、2016年までに最悪の形態の児童労働撤廃という野心的な目標を掲げているので、これが国際社会の重点となっている。IPECも2001年以降、最悪の形態の児童労働について国別に重点・目標年を定めて取り組んでおり（撤廃期限付きプログラム（Time-Bound Programme: TBP））、一定の成果があるものの、目標達成が困難であることは2でみたとおりである。IPECの活動分野は極めて幅広く、データ収集、調査研究、政策開発、児童労働に取り組む関係者の訓練、政策提言活動などの分野で活動している。4で見たUCWもIPECの活動である。最近では、児童労働の開発・政策フレームワークへの主流化、特に近年ではディーセント・ワークへの主流化が大きな課題として取り組まれているが、こうした主流化は、未だ課題である。

6 児童労働撤廃の国際運動

児童労働撤廃を目指す国際運動は1860年ごろから始まっているが、本稿では1990年代からのグローバル化に伴う問題を扱う国際運動について考察する。国際運動の担い手は、政府や国際機関も関わっているが、本稿では公的組織以外の労働組合、国際非政府組織（NGO）、欧米の消費者運動などの運動を考察したい。

6-1 子どもの著しい権利の侵害に反対するキャンペーン

90年代に児童労働撤廃運動が高まったのは、幾つかの要因がある。一つは、子どもへの著しい搾取——子どもの権利への著しい侵害への懸念の高まりである。この事例として、インドにおける債務奴隷、アジアにおける子どもへの商業的・性的搾取、アフリカの地域紛争における子ども兵の徴用・使用などが挙げられ、いずれも最悪の形態の児童労働である。アジアにおける子どもの商業的・性的搾取は、国際NGO「アジア観光における子ども買春根絶（End Child Prostitution in Asian Tourism: ECPAT）」の国際キャンペーン効果が大きい。96年、スウェーデン政府・ユニセフ・ECPAT・子どもの権利条約NGOグループというユニークな4者共同主催の「子どもの商業的性的搾取に反対する世界国際会議」開催につながり、大きなインパクトを与えた。2000年には、国連での、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノ選択子ども権利条約選択議定書」の採択にも至って

(15) IPECのURLは、<http://www.ilo.org/ipec/lang--en/index.htm#a2>

いる。わが国は買春の加害者として国際非難を浴び、「子ども買春・ポルノ禁止（処罰）法」が99年成立するに至っている。また、アフリカの地域紛争における子ども兵の徴用・使用について、98年これを禁止する国連での新議定書の起草が行き詰まったときに、6国際NGOが共同キャンペーンを始めた。それが効を奏して、当時の子どもの権利条約の子ども兵禁止年齢15歳未満を18歳未満に引き上げる、国連「武力紛争における児童の関与に関する子どもの権利条約選択議定書」（2000年）の採択に至っている。

6-2 グローバル経済化進展に伴う子どもの経済的搾取への反対運動

第二に、グローバル経済化に伴い増大した貿易商品の生産過程での児童の経済的搾取への懸念の高まりである。これは、労働者の労働条件劣化についての懸念が増大したことの一端でもあった。一国の施策だけでは効果的な対応が難しいとの認識が貿易商品に対して高まった。貿易の自由化と投資・企業活動の国際化に対して国際労働基準を効果的に適用する必要性が再認識され、国際労働基準の実効性を求め、社会条項（国際労働基準を貿易協定に導入し、違反した場合には何らかの制裁を科そうとするもの）の設定を、労働組合、国際NGO、アメリカ政府が、積極的にキャンペーンを行った。社会的条項は、90年代半ばまで大きな議論を呼んだが、1996年の世界貿易機関（WTO）閣僚会議宣言で、中核的労働基準の遵守（保護主義的使用の拒否及び低賃金の比較優位を問題とすべきでないことにも言及）で、労働基準設定についてのILOの役割を確認・支持し、不導入で決着した。なお、ILOでは、これを受けて、1998年のILO「仕事における基本的原則及び権利に関する宣言」⁽¹⁶⁾（以下「98年宣言」という。）が採択され、新しい権利アプローチがもたらされた。

6-3 途上国の輸出製品への児童労働使用を非難する消費者の運動

途上国の輸出製品での児童労働不使用の運動は、90年代初めのドイツのNGOが進めた「ラグマーク」で知られるインドのカーペット生産過程での児童労働不使用を保障するラベルを貼る「社会的ラベル」が知られている。児童労働が携わるインドの手織り絨毯のグローバル不買運動といえる。ほぼ同時期に世界に知られた運動として、バングラデシュの縫製産業やパキスタン・シアルコットのサッカーボール縫製での児童労働禁止キャンペーンがある。両者ともに労働組合が始めたキャンペーンであったが、前者のバングラデシュのケースでは、92年アメリカ議会上院で法案が提案されたときに（実際には法律にならなかったが）、法律ができると思ったバングラデシュ使用者はアメリカ市場を失うことを恐れて急激な手を打った。5万から7万5千人いたといわれる児童労働者を隠そうと解雇したのである。解雇により、多くの児童労働者がよりひどい仕事に移ったと指摘されている。この経験から、その後は不買運動キャンペーンがもたらす児童労働者への副次的な悪影響を阻止しようとしている。その成功例として、パキスタン・シアルコットのサッカーボール縫製の例がある。シアルコットは、手縫いサッカーボールで世界最大の生産量を誇る。70年代から80

(16) ILO, ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights (<http://www.ilo.org/declaration/thedeclaration/textdeclaration/lang-en/index.htm>). 日本語訳版は, <http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/declaration.htm>

年代に、家内労働で働く女性にボールの縫製委託を始めたことから、子どもも縫製に従事するようになった。シアルコットでの手縫いボール児童労働撤廃キャンペーンは、96年のサッカー欧州選手権の数か月前に始まり、メディアの児童労働の放映と相まって世界自由労連（ICFTU当時、現在は国際労働組合総連合（ITUC））は、国際サッカー連盟を告訴した。バングラデシュのケースと異なり、児童労働者への有害な副次効果を減らそうとして、児童労働撤廃プロジェクトが始まった。プロジェクトは、1997年から2004年まで実施されたが、手縫いサッカーボールの消費者側であるFIFAや、企業（シアルコット商工会議所や世界スポーツ用品産業連盟など）などステークホルダーが幅広く参加した、新しいアプローチが取られた。したがって、このプロジェクトは、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）に関するサプライチェーンを対象にする好事例でもある。プロジェクトの目的の一つに、コミュニティをベースに、コミュニティや家庭での児童労働に対する態度を変える一すなわち、子どもを働かせずに学校に通わせる一が掲げられ、インフォーマル経済での児童労働撤廃の鍵となるコミュニティ・ベースのアクションを始めた先駆的事業でもある。もちろん子どもたちを児童労働から引き離すことも重要な目的であった。コミュニティに監督官を配置するとともに、手縫いの場所をコミュニティに確保して、仕事場を家庭の外に出し、働く人々を「見える化」することにより、住民が児童労働の存在の有無を目で確認できるようにした。非公式学校は、ユニセフが担当してコミュニティに設置し、児童労働から解放された子どもたちが通った。この努力で、最盛時に7,000人以上いた児童労働の子どもたちがいなくなったのである。この他にも、児童労働不使用を含み最低労働基準の遵守を求めるフェアトレード運動やILO第138号条約などの最低基準を含む基礎規範を定める倫理的貿易（Ethical Trading Initiative: ETI。98年英国で設立）などのイニシアティブがある。

6-4 企業の社会的責任（CSR）

企業の社会的責任は、国際社会では、一般的に、法的義務を超える企業の任意のイニシアティブと理解されている。CSRは、法律や社会政策の補完であり、代替するものではない。ビジネス自身の倫理的関心やNGO、労働組合、倫理的投資者、消費者などのプレッシャーにより促進され、企業が置かれている多様なビジネス・経済・社会環境の中で、独自のCSRを発達させた。その様式は、行動規範の策定から、コミュニティ・レベルのパートナーシップの構築まで多種多様である⁽¹⁷⁾。CSRそのものは運動ではないが、運動により促進された成果としてここに掲げる。児童労働を含む中核的労働基準をはじめとして、CSRの対象となる人権・労働基準には、法的根拠がある。従って、CSRに対しては、人権を侵害された被害者の保護に欠けること、企業の法的実施が不確実であること、公共政策・規則が不十分で実施も弱いことなどの問題が指摘されている。

近年国際機関は、CSRについての国際標準を策定・推進しているが、それをまとめたのが次の第4表である。

(17) ILO: *A Fair Globalization: Creating Opportunities for All*, Report of the World Commission on the Social Dimension of Globalization, Geneva, 2004 pp.121-123 (<http://www.ilo.org/fairglobalization/lang--en/index.htm>). 日本語訳版は、ILO駐日事務所訳「公正なグローバル化 すべての人々に機会を創り出す」ILO駐日事務所、2004年。

国際機関のCSRの国際標準策定・推進の努力もあり、日本においても、大企業でのCSR報告書の作成が普及してきている。重要なのは、CSRが単なる企業の宣伝広報に終わらないようにすることであり、そのためには、児童労働の情報開示やインパクト・アセスメントが不可欠である。

第4表 国際機関が制定した主要CSR文書

国際機関	CSR文書	採択年（最終改定年）
ILO	多国籍企業及び社会政策に関するILO三者（政府・労働者・使用者）宣言	1977年（2006年）
経済協力開発機構（OECD）	多国籍企業行動方針	1976年（2011年）
国際連合	グローバル・コンパクト	1999年（2000年実施）
国連人権理事会	ビジネスと人権に関する指導原則	2011年
国際標準機構（ISO）	ISO26000「社会的責任」	2010年

6-4-1 サプライ・チェーン問題

企業の社会的責任としては、サプライ・チェーンと呼ばれる調達先の問題が大きい。サプライ・チェーンとは、供給の連鎖のことであり、生産の原材料調達から生産・サービスが最終の消費者・顧客に到達するまでのサプライヤー及び下請業者すべてを含むもので供給ラインを指す。サプライ・チェーンに関しては、実践活動やかなりの調査研究がなされている。国連グローバル・コンパクトでは、持続可能なサプライ・チェーンの中に、2002年に開始した国際 Cocoa・イニシアティブを好事例として紹介している⁽¹⁸⁾。同イニシアティブは、児童労働（危険・有害労働）と人身取引の撲滅を目的に、ガーナ及びコートジボワール2カ国で活動している。17多国籍企業、労働組合（国際レベル）及びNGOが参加している。ILOも投票権のないメンバーとして参加している。イニシアティブは、2001年のCocoa産業議定書（ハーキン・エンゲル議定書）の成果である。2002年西アフリカ（カメルーン、ガーナ、コートジボワール、ナイジェリア）でのカカオ農園調査で、児童労働・人身取引被害者を発見しているが、イニシアティブでも、少なからずの人身取引の被害者も含めた児童労働者を発見・保護している。すでにみたパキスタン・シアルコットのサッカーボール製造での児童労働撤廃もCSRの好事例である。

6-5 国際NGO「反児童労働グローバル・マーチ（Global March against Child Labour）」及び「反奴隷制インターナショナル（Anti-Slavery International）」

最後に運動として取り上げるにふさわしい、指導的役割を果たしている国際NGO、「反児童労働グローバル・マーチ」と「反奴隷制インターナショナル」で締めくくる。グローバル・マーチは、自らを「運動である」と明言している。90年代末からの活動という比較的新しいNGOであるが、児童労働撤廃運動の中心的なNGOにまで成長したグローバル・マーチが最初にインパクトを与えた事業は、「マーチ」（行進）である。98年1月マニラから出発し、6月ジュネーブでのILO総会が終点となった。唯一の児童労働者の団体として98年のILO総会に出席したカイラッシュ・サテアテ

(18) <http://supply-chain.unglobalcompact.org/>を参照

代表は、総会で演説を行った。こうしてNGOは、99年の新児童労働条約第182号の審議に、正式の貢献をするなどの影響を与えることとなったのである。第182号条約では、グローバル・マーチを含むアジアのNGOが活発にロビー活動を行ったことが特筆される。しかし、NGOの見解がすべて含まれたわけではなく、第182号条約もILO条約であるので、政・労・使の三者構成が維持され、NGOの役割については、最悪の形態の児童労働撤廃行動への企画、実施に関する役割を認めた限定的なものにとどまっている。

99年以降グローバル・マーチは、「搾取から教育へ」のスローガンで、子どもの教育の権利に焦点を当て、EFA達成活動に関わっている。

一方、「国際奴隷反対」NGOは、1839年設立と長い歴史を持つ国際NGOである。名称にある通り、世界から奴隷廃止キャンペーンを行っているNGOであるが、19世紀半ばには、反奴隷会議を開催したり、奴隷によらない生産者・消費者アクショングループの発展などを支援したりしている。児童労働撤廃は、19世紀は奴隷労働廃止の一環として取り組まれているので、このNGOの早い取り組みはうなずける。グローバル・マーチとともに、ILO第182号条約の採択に関してロビー活動を行った。児童労働の分野では、最悪の形態の一つである、人身取引、債務奴隷などの強制労働、すなわち現代の奴隷制の分野で、活発な活動を展開している。

（ほりうち・みつこ 文京学院大学大学院外国語学研究科特別招聘教授）

東日本大震災による被災地の図書館・ 資料保存機関、研究者、被災者のみなさまへ

閲覧 法政大学大原社会問題研究所は、労働問題・社会問題の調査研究と同時に、専門図書館としてライブラリーを一般公開しています。所蔵図書資料の閲覧・利用を希望される方は、どなたでも利用可能です。学生証、身分証等は不要です。

研究所刊行物の無償提供 研究所刊行物で在庫のあるものについて、機関を対象に無償で寄贈します。送料は研究所で負担します。在庫リストに載っていないものについてもご希望がありましたらおしらせください。できるだけ対応します。

複写の郵送サービス 研究所では個人・機関を対象に文献複写の郵送サービスを行っています。通常1枚40円＋送料実費ですが、20枚までは無料、それ以上は法政大学の学内者料金（1枚10円）、送料無料で受け付けます。

郵送貸出し 一般図書について通常は、機関を対象に行っていますが、被災地に限って研究者個人（教員・学生・一般）に対しても受け付けます。3冊・1か月以内です。なお、返却の際の送料はご負担いただきます。

申込み、お問い合わせ 法政大学大原社会問題研究所資料係

〒194-0298 町田市相原町4342 Tel:042-783-2305 Fax:042-783-2311 <http://oisr.org>